



石運整第376号の2

平成28年12月27日

自動車運送業者(各協会未加入者) 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する
取り組みについて

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別添写し(平成28年12月19日付け北信技保第92号)のとおり通達がありましたので、了知願います。



北信技保第92号

平成28年12月19日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組み
について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成28年12月13日付け国自
安第183号の2）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係事
業者に対して、同種の事故の再発防止策について指導願います。



国自安第183号の2
平成28年12月13日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組み
について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表した。

同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、当該事業者に対する指導はもちろんのこと、他事業者に対する指導についても行うこととされたい。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添える。

記

・別添1 [重要調査対象事故]

トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故 (静岡県富士宮市)

・別添2 [重要調査対象事故]

トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故 (神奈川県足柄下郡箱根町)

別 紙

国自安第183号
平成28年12月13日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国靈柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組み
について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

・別添1 [重要調査対象事故]

トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故（静岡県富士宮市）

・別添2 [重要調査対象事故]

トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故（神奈川県足柄下郡箱根町）

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故(静岡県富士宮市)～

事故概要

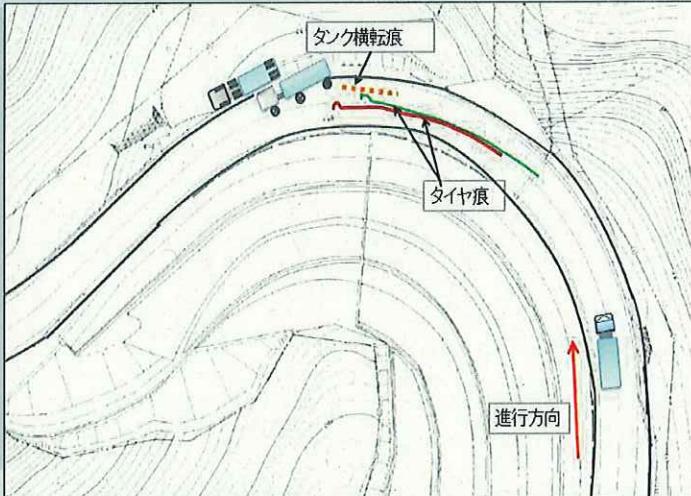
平成27年4月17日5時08分頃、静岡県富士宮市の国道52号において、トラクタ・タンクセミトレーラが灯油等を積載して走行中、下り勾配の左カーブにおいて横転し、電柱及び照明用ポールに衝突して約2m下の山林の斜面に転落した。この事故により運転者が死亡した。また、タンクセミトレーラのタンクが損傷し、積載していた灯油等が斜面および斜面下の河川に漏洩した。



原因

- 運転者が十分な減速をしないまま下り勾配の左カーブに進入したため、車両の安定性を失って横転し、路面を滑走して道路脇約2m下の斜面に転落したものと考えられる。
- 事業者は、運転者に対してタンクセミトレーラの運転特性等の教育を行っていないかったこと、運行経路の選択を運転者任せにしていたこと、運行に注意を要する場所等の必要な運行指示や、適性診断結果の指摘事項を踏まえた指導を行っていないかったことなどが、事故につながった背景にあると考えられる。

事故状況図



再発防止策

- ★ 運行管理者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、過積載とならないような運行計画を作成するとともに、適切な運行経路の選択並びに当該経路における道路及び交通の状況等、安全な運行に必要な指示を行う必要がある。
- ★ 事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果における注意点を的確に伝達し、このことを日常的に自覚させ、改善させるよう個別に指導を行う必要がある。
- ★ 事業者は、運転者に対し制限速度の遵守を徹底させ、ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知訓練や事故事例を用いた教育を行うなど、走行速度、積み荷の種類、積み荷の積載状態等が及ぼす走行安定性への影響について指導し、理解させることが重要である。
- ★ 特に、タンクセミトレーラは重心が高く、走行に伴い重心が移動しやすいこともあるため、走行速度について十分な注意が必要なことを理解させることが重要である。

事業用自動車事故調査報告書 概要

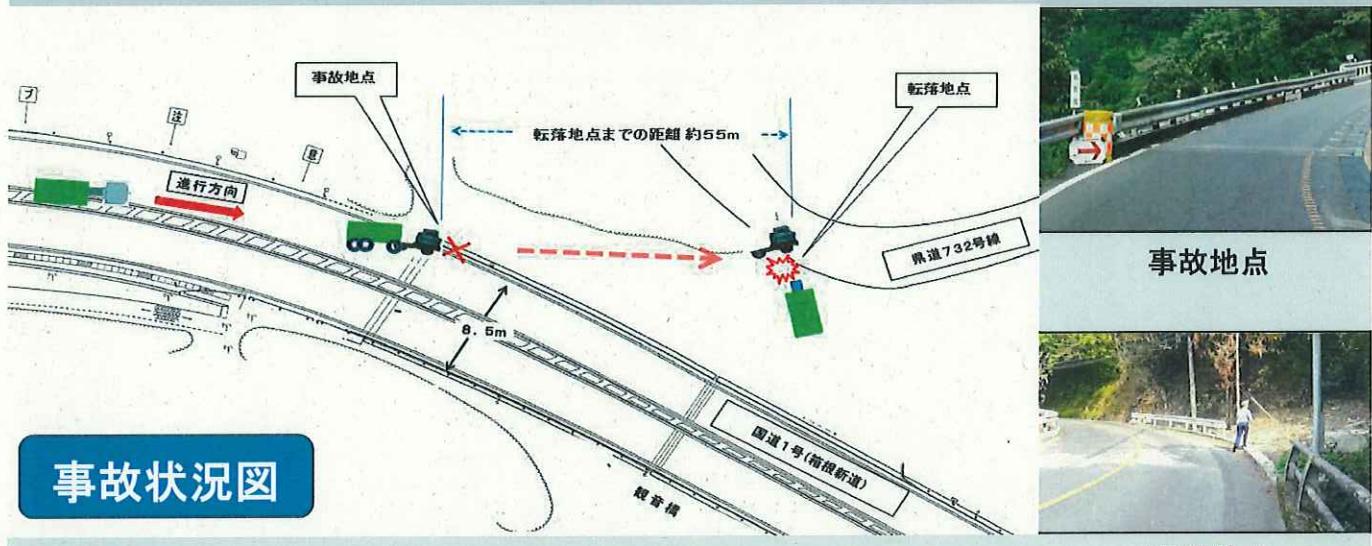
～トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故～

(神奈川県足柄下郡箱根町)

事故概要

平成27年6月29日2時57分頃、神奈川県足柄下郡箱根町の国道1号（箱根新道）において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、長い下り坂の先の右カーブを曲がり切れずに左側のガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落した。

この事故により、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が死亡した。転落の際、トラクタとコンテナセミトレーラが分離して、トラクタから火災が発生した。



事故状況図

原因

- 運転者が下り坂でエンジンブレーキや補助ブレーキを活用せずにフットブレーキによる制動を多用したことでの**フェード現象**が発生し十分な制動が得られなかつた可能性が考えられ、制限速度の50km/hを上回る80km/hを超える速度でカーブを通過したところで、曲がり切れずにガードレールを突き破り転落したものと考えられる。
- 事業者は、運転者に対し**始業点呼を実施せず**、運行の安全を確保するための**必要な指示を行わず**、また、連続する下り坂における**運転方法についての指導教育を行なっていなかつた**。これらのが事故につながつた可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 運転者が連続する下り坂道路等を運転する場合は、運行管理者が点呼の際に**道路の特徴や注意を要する情報**について指示することが重要であり、特に、通常の運行形態と異なる長距離運転等を行わせる場合には、**休憩場所等について確実に指示**を行うことが必要である。このため、事業者は、**運行管理業務を交替制**で行わせることや補助者を選任することにより、**点呼を確実に実施**することが必要である。
- ★ 事業者は、下り坂が連続する道路でフェード現象が発生しないよう、運転者に対して、フットブレーキの多用を避け、エンジンブレーキや補助ブレーキを活用する**運転操作**を行うことについての**実践的な指導教育**を行うことが重要である。